臨時国会に新けい肺法案を

患者の苦悩を聴取

阿具根参議を囲んで懇談

杵島闘争のため九州を訪れた阿具根参議は、次期臨時国会へ新たなけい肺法を提案するためいま法案作成や患者との懇談によつて、患者でなければ判らない患者独自の要望や苦悩をききとり、これを法案に盛込んで行こうと余暇をみては機会をつくつているが、来山を機に二十日午後二時から組合本部へけい肺患者、家族を招いて懇談会を行つた。

けい肺に曙光みゆ

会場にあてられた日本間はギツシリと家族や患者の人たちがつめかけ、どんより曇つて雨模様の天気にもかまわず、集つた人たちの熱意のほどを見せつけられたようだつた。まず、阿具根氏より、さいきんのけい肺に対する情勢を説明し、不治の病と呼ばれていたけい肺にもようやく曙光がみえだしたと発表した。けい肺病院の院長の話をして患者や家族の人たちへと希望を投げかけた。

阿具根　こんど新しくけい肺法を制定するについて、皆さんたちの要望を聞いてこれを法案に盛込んで最大の努力をしたいと思つています。皆さんの日頃身をもつて体験しておられる苦しみや悩みをどしどし出して下さい

鬼怒川のけい肺病院長はやつと曙光が見えてきたといつています。これだけ科学が進歩してきたのにけい肺が治らないということは、医師の研究が足りないだろうといつていました。

A　入替採用で給付が切れた場合にもう治療は受けられないのですか。

阿具根　法的には駄目ですが、しかしこれは人道上の問題です。行政面から何とかしようというところまでいつています。

B　こんどの法案について…。

臨時国会に提案

阿具根　十月一杯にこの法律案を作り上げ臨時国会に提案します。ただ、このときは理由の説明が行われるだけです。通常国会を目標にして闘つて行きます。

C　退職後病院にかかると多くの費用がかかります。

阿具根　法律適用以前の問題は不幸なのです。こういうことを聞いておれば委員会で強い発言ができます。

D　五年後のことを考えると入院していても治療が続かんと思いますと心細くて……。

E　認定が遅かつたので入院は満五年はできませんが。

阿具根　認定された日からになつていますからね。こんどの場合は三年のときとは大分違うと思つています。

E　認定時期は誰れが決定するのですか。

認定について疑問

阿具根　大牟田で診断して出されると政府の方で専門の医者が経過や写真で決定するのです。

G　認定がされたら全然変更できないのでしよう。例えば休んだときよりずつと逆のぼつて認定されます。

F　そうです。人によつてそれがよい人もあり悪い人もありますが、矢張りどうしても不安でなりません。

阿具根　結局治療期間が短くなるということですね。

法律をつくるとき十分考えます

B　認定された時期が休みかかつたときよりずつと前ですから、平均賃金に大きな違いが出てきます。非常に不合理ですし打撃です。四山でもこんど二十三人に通知がきていますが、すべてそういうケースです。

など、この他患者特有の苦しさが後から後からと発言されて、患者の普通人には判らぬ悩みがぞくぞくと出されて、阿具根参議には貴重な法案作成上の要ずけが得られたものと思われた。

知事にもの申す

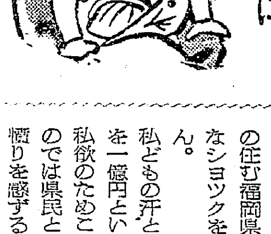

資本主義社会にはどうしてこうたくさんの汚職があるのでしようか。福岡県庁の汚職事件もその一つであります。去る三月、県庁の公金不正使用事件が伝えられたとき、私はまたかと腹がたちました。それが私たちの住む福岡県であつてみれば大きなショツクを与えずにはおきません。

私どもの汗と油の結晶である税金を一億円という多額の金額を私利私欲のためこう軽々と使用されたのでは県民として、納税者として憤りを感ずるのは当然のことです。それを政治資金（タチの悪い秘密工作費）に使用されたとあつてはますます残念に思います。

こういつた不正事件をおこした土屋知事は即時退陣して県民に陳謝すべきが本当の人間ではないでしようか。それにもかかわらずゆうゆうとして居座つているとは納得ができません。最高責任者としての政治責任はどうするのでしようか。知事選挙の時の金をとり戻すためにだろうかと思われます。

そのために岩佐出納長の後には波多野とかいう岩佐という人よりもつと悪い定評の人ということですが、そんな土屋知事の昔からのつきあいのような人をもつて来たとのことをみても、ますます保守に堅めようとする土屋知事の腹の中がわかるような気がします。

本当に土屋とは知事選の時いわれていた土で造られた舟のようにくさつています。

こんな知事には一日として安心して県政をまかせることはできません。残念なことには先の県議会では一票の差で退陣決議案は破れましたが、まだまだリコールが残つています。私ども県民の力で汚職土屋知事を退陣させようではありませんか。

選挙より困難な仕事といわれているリコール運動を推進して行かねばならないと思います。

このむづかしいリコールをやりとげてこそ本当の「県民の為の県政」ができると確信をもつています。隣から隣へ、町から町へリコールを呼びあい一日も早く安心して任せられる知事を選挙しなければならぬと思います。

県民の意志を結集して汚職土屋知事を退陣させましよう。

（三川　谷端　房子）

菅生事件の新しい展開

辯護士　諫山　博

九月十七日に戸高公徳が大分地方裁判所に起訴された。あれほど官憲にかばわれてきた戸高が起訴されたというのはまつたく世論の力である。巡査部長の公務執行が犯罪として起訴されたのは、国民のきびしい批判の盛りあがりをぬきにしては、考えられないことである。

だが戸高の処理について、検察庁はたいへんなごまかしをした。起訴された戸高の被疑事実は、爆発物を預かり譲与したということになつている。駐在所爆破事件の犯人ではないかということについては、ついに検察庁は取調べようとさえしなかつた。これは何を意味するか。

裁判には不告不理の原則がある。裁判所は検事が起訴した事実のみについて判決し、起訴されないことについては犯罪が認められても有罪判決をしてはならないというたてまえである。したがつて戸高の裁判を担当する大分地方裁判所は、戸高の爆破事実が、いかに証拠で明らかになつても、戸高を爆破の真犯人と認定することはできない。不告不理の原則がそれを許さないのである。検察庁は一応公正をよそおつた。だがその裏では、戸高は爆破事件に関係がなかつたということを、一般に印象づけようとしているのである。これは、戸高を追及するというよりも、庇護しようとする態度である。こんなやり方で始められる戸高公判が、今後国民の期待するように進められるかどうか、きわめて疑わしい。敵対関係にあるべき検察官と被告人がなれ合いになつたのでは、裁判は茶番劇と化する。菅生事件を最後の勝利に導くためには、戸高公判を茶番劇にしないように、たえず看視の眼を向けていなければならない

（九・十九）

弾圧反対闘争へ

熊本県総評大会終る

熊本県総評は九月十、十一日の両日熊本市の熊本県税務講習所で第九回定期大会を開催、議長に緒方（人吉地評）水谷（高教）徳田（合化）の三氏を選出して開催した大会はこんどの闘いへの態勢を固めることを決定したが、とくに中小企業特別会計を設け中小企業組織化え大きく踏出すことになつた。

中小企業育成へ

第一日は田上事務局長より一般経過報告がなされたが、これに対する質疑応答は至つて低調。批判、討論もほとんどなされず確認された。決算報告も異議なく承認、三十二年度運動方針が提案され第一日目を終つた。

二日目は運動方針に対する質疑応答の後、学習活動と弾圧反対闘争の二項を追加して運動方針が決定された。執行部態勢強化の項で昨年行われた一人の常駐執行委員制度が廃止されたことについては中小企業連その他から強い不満と反対が表明された。また予算についても常駐執行委員席止で浮く財源をタイピスト採用、タイプライター、輪転機購入費に計上しているが、一人毎月二十銭の特別会費徴収による年間約十二万円の中小企業対策特別会計の決定は、中小企業組織化のため一歩前進といえる。

また運動方針の附帯決議として環境衛生法実施に伴う適正料金審議会に県総評より委員を出すこと、各市町村でも適正料金審議会をつくつて料金値下げ運動を起すことが決定された。

規約一部改正を原案通り決定、水俣奇病対策および第一高校事件究明運動についてもそれぞれ決定した。

その他各単産提出議題五件を異議なく決定の後、つぎの新役員を選出してこの二日間にわたる大会はいとも平穏裡に幕を閉じた。

（新役員）

議長　百武氏（農林）

副議長　村上（合化）松岡（電通）和田（県教）の各氏

事務局長　田上氏（国鉄）

商店とともに闘え

革商連杵島闘争を支援

赤旗と労働歌の町、杵島炭鉱は文字通り血みどろの闘いを組んでいる。その闘いを労働者の勝利にするものは町ぐるみの支援と闘いを組むことが必要と、大牟田革新商店連盟は、独自の立場から商店街の共闘支援を得るため現地へ直行し、組合員および家族の激励と商店街の協力態勢を呼びかけ多大な効果をあげ、九月十五日帰牟した。以下は参加した革商連事務局員の生々しい現地ルポ。

町ぐるみの闘争へ

革商連は杵島のひつ迫した情勢を聞き、闘いを組合の勝利に導く要因として、組合員の生活をゆるぎなきものにする生活必需物資の補給にあることは、過去の諸闘争において革商連が果した共闘の経験からして明らかなことであり、杵島の商店街にはその共闘態勢が確立されず、闘いを困難なものにしているとの情勢判断の上に立ち三鉱労組へ現地出向の意思を伝えその行動準備を整え、三鉱労組支援団のニユースカーに同乗して、総決起大会ならびにスト情宣に参加したのである。

現地杵島炭鉱のある大町町は人口二万三千名のうち、杵島労組の組合員は三千五百人であり炭鉱を中心にして街が形成されていることは、組合員の全人口中に占める割合によつても明らかである。

町の中央に百五十店の商店街が軒を並べて販売に従事しているのであるが、このような街で何故に街ぐるみの闘争が行い得ないのであろうか。

その実態を明確にして街ぐるみの盛り上がる力で闘いを進める事が闘いを有利に導く要素となる事に基き、九月十四日の決起大会終了後直ちに大町町の商店街の情宣を開始したのである。商店街も町民も何等かの形で今次の闘争に関心を寄せている際であり、商店街の人は店頭に現われ、通行人は足を止めて訴えに聞き入つている様は情宣に出向いた意義を大ならしめるものがあつたと考へられる。

舊い商業慣習

夜に入り杵島労組、三鉱労組主婦会、革商連と地元商店街との懇談会を開き商店街の消極的な協力態勢の実態究明に入つたのであるが、その原因は佐賀県という地域的なものと炭鉱を中心に小さく発展した炭鉱町の土地的な特異性は心ある商店主に対して積極的行動を束縛し一部有力者のバツコを許し、目の色をうかがいながら商売しなければならないという旧い商業慣習と消費者の分布状況にもよるものがある。即ち、地元商店街の消費動向はお盆で月の買物は近在農村が利用者の七十パーセントを占め、組合員の買物は一般日常消費物資に限られ高額品に類するものは佐賀市に流れるという不正常さと、更に日常闘争の中で絶えず話合いの場を作り相互の理解を深める努力が組合も商店街も積極的に行われていなかつたという欠陥が指摘され過去の共闘態勢の反省がなされた事は今後の闘争を有利に導く原動力となり得るものと確信するものである。更にこれらの困難を克服するためには、商店街の有志と組合との結びつきをつくりあげる事に全力を集中し、こうする事が問題解決を早める要因となる事が懇談会終了後一部同志的商店主と深夜まで懇談を続けた結論として出され今後は商店街は勇気と決断力により困難を排除する事に努め、組合は組織内において提携の態勢確立に努力し、商店組織の結成を促進させる事が確認されたのである。

感銘と共感をよぶ

翌十五日は「はたかぜ」を駆り大町町、北方、五坑の各商店街の情宣を行い、組合が何故闘わねばならないか、共闘態勢の確立が何故必要か、組合の勝利の裡に闘いを進ねば商店経営はどうなるか、又組合と商店との相互循環性を説き商店を繁栄させるものは経営者では決してなく、日常の買物を行う組合員である事に目覚をもつて速に態度決定を行わなければ大牟田の革商連は直ちに生活必需品を急送し組合員の生活を支援するという決意を表明して良識ある決断に訴え感銘と共感を与え気運醸成を促進させたのである。

（革商連　發）

生活と権利を守る国民大会

10月12日全国一齊に

【KNA】総評は九月七日の緊急幹事会で、秋季闘争を前に十月十二日（土）午後全国一齊に「生活と権利を守る国民大会」をひらくこととをきめた。

この国民大会は「秋季年末闘争をより広い規模の闘いに発展させるために、職場・地域からの闘争のつみあげ、職場間の集団交流、地域共闘などを中心に国民各層の要求と結合させる活動を推進する」ことを目的にしている。大会は全国七百八十カ所で五百八十万人を動員する予定である。

また、東京での中央国民大会は約十万人を集め、十二日正午から明治神宮外苑広場でひらかれる。

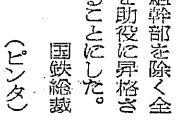

「非組合員化」

労組幹部を除く全員を助役に昇格させることにした。国鉄総裁

（ピンタ）

職場交流など

荒地評の青婦部で

荒地評青年婦人部では、こんどの活動方針について検討していたが去る十四日、午後一時から第一回部会を中央公民館で開き、学習活動の推進、お互いの職場交流などをつぎのよう方針を決定した。

学習活動

五、六日で終了するものを数回行う。具体的には近く第一回学習会をもち、アドバイサーを招き討議する。

うたごえ運動

地評一本で会員を募集し、具体的にはアドバイサーを招き討議する。

職場交流

見学、座談会、レクリエーションなどを計画的に実施する。

婦人集会

職場交流と関連し、婦人のみの行事を行う。

フォークダンスの会

厚生部便り

健保入院の際の一部負担金・復職検査について

【問】私は現在肺結核で入院療養中の者ですが、療養の甲斐がありましたのか来月復職検査を受けることになりました。しかし復職検査は退院してからでないと受けられないそうです。検査の結果復職を認められるならば問題ありませんが、もし不適格となつた場合は再入院治療する必要があるわけです。この場合健康保険法、入院の際の一部負担金（一日に付三十円延一カ月）は支払わねばなりませんでしようか。

また復職検査を退院して受けることは絶対必要なのでしようか入院のまま受けられたら不適格となつた場合を考える入院と退院の手続もいらず非常に好都合と思いますが。ある鉱所では入院のまま受けているそうです。衛生管理者の見解が各鉱所まちまちのようですからお尋ねします。

【答】復職検査の結果不適格となり再入院する場合の一部負担金は支払う必要はありません。これは復職検査が済むまでは疾病の治癒は認められず、再入院の場合継続療養となるからです。又復職検査は退院の後、自宅療養を続け健康が快復したのち職場に復帰する際にうけるもので、いままでの具体的な例で復職検査の結果不適格となつた者が少なかつたため、取扱いが統一されてなかつたようですこの点衛生係に注意しておきましたので今後このような誤りはないと思います。

なお入院中、退院後の復職の心配が特にある場合は担当衛生管理者に御相談されたらよいと衛生係ではいつています。（本部厚生部）